

第 166 号 (2019 年 12 月)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ 江蘇省の爆発事故後の化学工業の現状と事故防止の留意点
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部 …………… 1

■ 経 済

- ◆ 経常収支赤字化が視野に入る中国は、日本での中国ブームを望んでいる。
そしてそれは間違いなく訪れよう。流行る「中国メイク」に目を向けよ。
三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 インベストメントリサーチ部 …………… 8

■ 連 載

- ◆ 華南ビジネス最前線 第 43 回
～広東・香港・マカオグレーターベイエリア個人所得税優遇政策
三菱 UFJ 銀行 アジア法人営業統括部 …………… 15

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：OECD 行動計画：将来的国際課税ルールの制定
KPMG 中国 …………… 19
- ◆ 法務：外貨管理の領域における処罰の程度の増強—公表された外貨規定違反事例から
みたクロスボーダー資金受領支払のリスクとその予防
北京市金杜法律事務所 …………… 23

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 「江蘇省の爆発事故後の化学工業の現状と事故防止の留意点」

- ◇2019 年 3 月に江蘇省塩城市の化学工場で多数の死傷者を出した爆発事故の後、同省は「江蘇省化工産業安全環境保護整理昇級計画」を発表し、化学品製造企業（化工企業）と化工工業専用の開発区（化工園区）、一般開発区内の化工集中区に対する管理を厳格化している。
- ◇同計画は具体的には、化工企業について、安全生産と環境の評価を行い、基準に達しない企業は直ちに生産停止、期限を決めた改善を求め、化工園区については産業の関連度が低く、インフラ不備、安全・環境問題が突出しているものは地位取り消しなどの方針を示している。
- ◇生産安全事故については、企業の主要責任者の安全意識の欠如、企業の安全管理の混乱などが指摘され、企業が自らの責任で事故を起こした場合、損害賠償責任、罰金、生産許可証の停止・取り消し等も起こる。日系企業も自社の安全管理の現状を点検、確認し、問題点を洗い出し、計画的に是正、改善に取り組むことが求められる。

経 済 「経常収支赤字化が視野に入る中国は、日本での中国ブームを望んでいる。そしてそれは間違いなく訪れよう。流行る『中国メイク』に目を向けよ。」

- ◇習近平国家主席は 6 月の G20 大阪サミット前夜、安倍首相との夕食会で「中国への訪問者を増やすためにどうしたらいいか、共に考えていこう」と話した。背後には、足元の経常収支黒字幅が大きく縮小していることがある。
- ◇経常収支の黒字縮小の主な要因は、①主に米国向け貿易収支黒字幅の縮小、②第一次所得収支の赤字拡大、③旅行サービス収支の赤字幅拡大にあるが、習主席の発言の趣旨は③を視野に入れ、日本に対して中国への観光増大を呼びかけたものと思われる。
- ◇なお、最近注目すべきは、日中関係改善の中で、若者を中心に日本側の中国許容度が増していること。このことは日本企業にとって大きなチャンスだが、一方で中国市場における企業の競争環境は想像以上に厳しいこと、中国人消費者の目は必要以上に厳しいことなどに注意が必要だ。

連 載 「華南ビジネス最前線 第 43 回

～広東・香港・マカオグレーターベイエリア個人所得税優遇政策」

- ◇広東省財政庁と税務局は 2019 年 6 月 22 日、「広東・香港・マカオグレーターベイエリア（大湾区）個人所得税優遇政策に関する通達」を公布。大湾区 9 都市で就労及び納税を行う海外のハイエンド人材と不足人材に対する個人所得税額の差額補填に関する優遇政策の詳細を規定している。
- ◇「通達」ではハイエンド・不足人材の個人所得税補助金に対する計算方法と支給方式を明確にしたほか、大湾区各都市に対し人材認定基準と政策実行弁法の策定を指示しており、各都市はこれを受けて意見徴収稿を発表し、広州、珠海、中山、江門では既に正式な細則を公表している。
- ◇制度の異なる 3 つの地域を有する大湾区の発展には、人材、物流、資金の自由な交流が不可欠。大湾区の個人所得税優遇政策が呼び水となって、更なる優秀人材の交流促進に繋がる可能性が高まるほか、間接的に大湾区進出企業の人件費削減効果も期待できる。

スペシャリストの目

税務会計 「OECD 行動計画：将来的国際化税ルール of 制定」

- ◇OECD は 2019 年 5 月 31 日付で「行動計画：経済のデジタル化によって生じる租税問題を解決するためのロードマップ」を公表した。「行動計画」は 5 月の BEPS 包摂的枠組会合で 129 ヶ国・地域に合意され、6 月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議で、G20 財務大臣の合意が求められた。
- ◇「行動計画」に基づき、包摂的枠組では 2020 年 1 月までに国際課税ルールの新たな「仕組み」について合意し、具体的内容を策定しなければならない。その後、多国籍企業はグローバル組織構成、サプライヤーチェーン等に与える影響を早急に評価しなければならない。
- ◇新たな国際課税ルールは全ての事業に影響を及ぼし、対象は高度にデジタル化した「プラットフォーム」ビジネスモデルだけではなく、多くの従来型事業にも影響を与える為、外資系企業や海外進出企業は今後の関連動向に留意し、新たに合意される枠組に備えた対応策の検討が望まれる。

法 務 「外貨管理の領域における処罰の程度の増強

—公表された外貨規定違反事例からみたクロスボーダー資金受領支払のリスクとその予防

- ◇最近、国家外貨管理局は 17 件の典型的な外貨規定違反事件を公表した。これらは主に架空貿易、国内保証付き国外貸付、利益対外送金、資金分割、外貨不法売買の 5 類型に分けられ、中でも架空中継貿易を背景とする対外送金、資金分割による外貨不正持ち出しに関する事件が多かった。
- ◇外貨管理条例その他外貨関連規定に違反した企業・自然人は、巨額の行政罰金に処せられるほか、その情状が重大であれば刑事責任も問われ、その後の融資や対外送金等の銀行取引に支障を来すことも懸念される。
- ◇改革開放、人民元国際化の進展につれ、資金の対外支払手続は大幅な簡素化、改善が図られてきたものの、外貨管理局の目標は依然として国際収支均衡の維持にあり、外貨管理政策は国際環境、経済情勢の変化により絶えず調整されるため、企業も個人も法令の理解・遵守が必要となる。

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2019 年 12 月 25 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>



江蘇省の爆発事故後の化学工業の現状と事故防止の留意点

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
 コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

2019 年 3 月 21 日に江蘇省塩城市の化学工場で起きた爆発事故は、死者 78 人、重傷者多数の大惨事となった。この事故は、直接的な被害にとどまらず、江蘇省の化学工業全体に大きな影響を及ぼしている。特に、化学品製造企業（以下、化工企業という）と“化工園區”という化学工業専用の開発区は、政府によって閉鎖や取り消しを含む厳しい措置が採られている。

今回は、爆発事故後の江蘇省の化工企業と化工園區の最近の状況を紹介し、合わせて日系企業における生産中の安全に関わる事故（以下、生産安全事故という）防止の留意点について述べてみたい。

江蘇省の化学工業に対する方針

爆発事故の直後、同年 4 月 1 日に中国共産党江蘇省委員会と江蘇省政府から発表された「江蘇省化工産業整理計画」の意見募集草案は、衝撃的な内容だった。それには、2020 年末までに江蘇省内の化工企業を 2 千社に減らし、2022 年末までに 1 千社以下にするとあり、企業の所在地域毎に退出、閉鎖、移転、改善といった措置とそれぞれの企業数が記載されていた。また、化工園區についても、50 カ所から 20 カ所程度に削減するとされていた。その後、4 月末に正式に発表された「江蘇省化工産業安全環境保護整理昇級計画」^(注1)では、具体的な数値目標は削除されたが、それでも以下の通り十分に衝撃的な内容である。

<化工企業に対する方針>

- ✓ 省内のすべての化工企業に対して、安全生産と環境の評価を行い、基準に達しない企業は直ちに生産を停止、期限を切って是正・改善させ、条件のない企業と期限を過ぎてても是正・改善しない企業は閉鎖させ、「工業企業資源集約利用総合評価」(※)が D 類の企業は早期に退出させる。
 ※江蘇省政府が 2017 年に定めた工業企業の格付け基準で、1 ムー (667m²) 当たりの土地使用面積に対する納税額、販売収入、単位当たりのエネルギー消費に対する納税額などにより企業を A 類から D 類に格付けし、それぞれに政府が異なる待遇を与えるもの。D 類企業は、発展レベルが遅れ、収益が劣り、重点的な改善を要する企業とされる。
- ✓ 長江本支流の両側 1 キロ以内にある化工園區外の企業は、原則として 2020 年末までに退出または移転させる。同じく化工園區内にある企業は、企業毎に評価を行い、所在地域にある化工園區と産業チェーンに関係がなく、安全と環境のリスクが高い企業は、2020 年末までに閉鎖、退出させる。
- ✓ 太湖一級保護区内、京杭州大運河（南水北調東線）と通榆河清水通道沿岸の両側 1 キロ以内にある企業、および生態保護“紅線”区域、自然保護区、飲料水水源保護区等の環境敏感区域内にある企業に対しては、原則として 2020 年末までに閉鎖または移転させる。
- ✓ 都市の人口密集区域にある危険化学品生産企業で、安全衛生防護距離が基準に達しない企業に対しては、厳格に審査・評価を行い、安全・環境・衛生等の基準に達しない場合は、2020 年末までに閉鎖、退出させる。安全衛生防護距離の基準に達している企業に対しては、企業の転換・昇級または他の場所への移転を積極的に誘導、奨励する。
- ✓ 化工園區外にある化工企業のうち、安全リスクが高く、環境管理レベルが劣り、技術レベルが低い

企業に対しては、2020 年末までにすべて閉鎖、退出させる。

- ✓ 一定規模以下の企業に対しては、一斉調査により安全と環境のリスクを評価し、基準に達しない企業は 2020 年末までにすべて閉鎖、退出させる。基準に達した企業については、化工園区・集中区に移転させる。

<化工園区に対する方針>

- ✓ 省内のすべての化工園区および一般の開発区内の化工集中区に対して全面的に再評価を行い、規模が小さく、産業の関連度が低く、インフラが不備で、安全・環境問題が突出し、周辺に敏感な目標が分布、密集している化工園区については、化工園区の地位を取り消す。
- ✓ 化工園区内の燃焼・爆発が起きやすい有毒・有害化学品、危険廃棄物等の物資、人員が出入りする区域に対しては 2019 年末までに封鎖し、2020 年末までに化工園区全体の封鎖管理を行う。
- ✓ 化工集中区内の「危険化学品目録」に入っている爆発性の化学品を生産・使用する企業またはプロジェクトを厳格に取り締まる。

化工企業の整理

この計画に基づき、2019 年 9 月には整理の対象となる企業数と化工園区の名称が発表された^(注2)。これによれば、対象企業は 4022 社で、そのうち計画的に閉鎖する企業が 1431 社、生産を停止して是正させる企業が 267 社、期限を切って是正させる企業が 1302 社、移転させる企業が 77 社、改善・昇級させる企業が 945 社とされている。また、2019 年中に閉鎖・退出させる企業は、579 社とされている。

整理対象企業の 4022 社は、江蘇省内のほぼすべての化工企業に当たる。そのうち 1431 社は閉鎖が確定したが、生産を停止して是正させる企業と期限を切って是正させる企業も是正しない場合には閉鎖となる可能性があり、これらを合わせるとちょうど 3 千社になる。上記の公開草案では、2020 年に 2 千社に減らし、2022 年には 1 千社以下にするとされていたが、これと符合する。正式の計画では、対象企業の名称も閉鎖や是正の理由なども明らかにされていないが、その大部分は「規模以下」(年間の主営業収入が 2 千万元以下)に分類される中小企業と見られる。

是正や改善が指示される化工企業は、生産安全事故を防止するため、厳しい規制措置が採られる。上記の正式に発表された計画では、化工企業に対して環境面の要求と別に、以下の 5 つの安全生産基準・要求が記載されている。

1. 企業内のすべての部署・人員をカバーする安全生産責任制を確立すること。安全生産規則・制度、工程技術操作規程、設備管理制度、(設計・工程・設備・原料などの)変更管理制度、特種作業管理制度、外部委託管理制度等を整備すること。
2. 主要責任者は、安全リスクに対する識別管理・コントロールを強化し、安全リスク分析・研究を行い、企業の安全リスクを判定した上で、安全を承諾する公告に署名すること。
3. 根本的な安全診断を行い、その結果、重大な安全リスクが存在し、現状および(製造工程・設備などの)平面配置が設計規範に合致しない、自動制御システムが規範および国家の関係規定の要求に合致しない、または全過程自動制御の改造が基準に達しておらず、整理・改善の条件がない企業は、一律に退出させる。安全生産の条件がない劇毒・易燃・易爆の化工企業、および重大危険源、重要公共建築物との安全距離が国家標準に適合しない企業は、一律に退出させる。
4. 淘汰・劣後の製造工程技術・設備を使用し、生産工程技術の安全信頼性論証を行っていない場合、またファインケミカルの工程技術について国家の規定に従って化学反応安全リスク評価を行っていない場合は、一律に生産を停止させ、改善させる。
5. (製造工程・設備などの)平面配置の重大変更を行う場合、安全リスク分析・評価・論証を行うこと。安全措置は信頼に足るものでなければならず、安全リスクをコントロールできない場合には、一律に変更してはならない。

これらは政府が事故防止の上で特に重要と認識しているもので、安全生産責任制の確立、(設計・工程・設備・原料などの) 変更管理制度の整備、(製造工程・設備の) 平面配置の設計規範への適合、自動制御システムの規範・関係規定への適合、重要公共建築物との安全距離の確保、ファインケミカルでの化学反応リスク評価、平面配置の変更での安全措置などは、実行していない企業が多いことを表している。

化工園區の整理・削減

一方、化工園區については、2019 年に閉鎖および地位取り消しとする化工園區と化工集中区は、江陰高新区化工集中区(無錫市)、昆山張浦東部工業園化工集中点(蘇州市)、海門市靈甸化工園區および啓東市濱江精細化工園區(南通市)、洪澤經濟開發区化工集中区(淮安市)、響水生態化工園區および阜寧高新技術産業開發区化工集中区(鹽城市)、鎮江丹徒区高化工園區(鎮江市)、沭陽循環經濟産業区(宿遷市)の9カ所である。なお、爆発事故のあった鹽城市の陳家港鎮化工園區は、響水生態化工園區の一部と見られる。

その結果、当面、存続する化工園區と化工集中区は、以下の44カ所となった。これらは、2019年2月に江蘇省政府が公式に発表した53カ所のリスト^(注3)から、閉鎖・取り消しとされた9カ所を除いたものである。

所在市	園區名	所在市	園區名
南京市 1カ所	・南京化学工業園區	南通市 4カ所	・南通經濟技術開發区化工片区 ・如東沿海經濟開發区洋口化学工業園 ・江蘇海安經濟開發区精細化工園 ・如阜港化工新材料産業園
徐州市 4カ所	・新沂化工産業集中区 ・邳州經濟開發区化工産業集中区 ・徐州睢寧桃嵐化工園區 ・徐州工業園區(賈汪)	連雲港市 4カ所	・連雲港徐圩新区化工産業集中区 (連雲港市徐圩新区板橋新区) ・灌雲縣臨港産業区 ・連雲港市(堆沟港)化学工業園 ・柘汪臨港産業区
無錫市 5カ所	・江陰臨港經濟開發区石化新材料産業園 ・江陰臨港經濟開發区利港化工園區 ・宜興市化学工業園 ・宜興市官林化工集中区 ・錫山經濟開發区新材料産業園	淮安市 2カ所	・淮安塩化新材料産業園區 ・漣水縣薛行化工園區
		鹽城市 2カ所	・江蘇濱海經濟開發区沿海工業園 ・大豊港石化新材料産業園
常州市 4カ所	・常州濱江經濟開發区新港片区 ・金壇經濟開發区塩化工区 ・溧陽市南渡新材料工業集中区 ・武澄工業園	揚州市 1カ所	・揚州化学工業園
		鎮江市 2カ所	・鎮江新区新材料産業園 ・索普化工基地
蘇州市 9カ所	・吳中經濟技術開發区化工集中区 ・蘇州滄東化工集中区 ・江蘇省常熟經濟委開發区(東区)化工集中区 ・昆山市千灯精細化工区 ・常熟新材料産業園	泰州市 5カ所	・姜堰經濟開發区化工園區 ・泰州濱江工業園區 ・靖江經濟開發区新港工業園 ・泰興經濟委開發区 ・泰州高永化工集中区

	<ul style="list-style-type: none"> ・江蘇揚子江国際化学工業園 ・張家港飛翔化工集中区 ・太倉港区化工園区 ・吳江経済技術開発区化工片区 	宿遷市 1カ所	<ul style="list-style-type: none"> ・宿遷生態化工科技産業園
--	---	------------	--

江蘇省の化工園区は、2000年代以降に急増し、2011年には70カ所まで増えた。その後、2016年から党中央・国務院による中央環境査察が全国で実施される中で、江蘇省でも化工園区に対する環境汚染の取り締まりが行われ、一部の化工園区が閉鎖された。また、2017年には国務院が都市の人口密集地域にある危険化学品の化工企業の整理方針を打ち出し、これに伴って化工園区に対する検査が強化され、その過程で化工園区は徐々に減らされてきた。

江蘇省政府は、2018年1月に都市人口密集地の危険化学品の化工企業に対する整理方針についての文書を発表した際、3月までに化工企業の受け入れが可能な化工園区のリストを公表するとしていたが、その後もなかなか公表されなかった。この間、化工園区と区内企業に対する政府の検査が行われており、報道によれば、化工園区内の企業は一部の大型基礎化学品企業を除いて半ば生産停止状態にあったという。

2019年2月になってようやく53カ所が公表されたが、それらすべてが受け入れ可能というわけではなく、上記のように9カ所が閉鎖または取り消されている。残った44カ所の化工園区・化工集中区も、将来にわたって存続が許されるとは限らない。上記の整理計画公開草案では、50カ所から20カ所程度に減らすとされており、そうするとさらに半数以上が削減されることになる。

化工園区外にある化工企業にとっては、残念ながら、江蘇省で長期に安定して操業できる移転先を確保することは困難になっている。なお、化学工業の生産総額と企業数が全国最多の山東省では、2018年6月から2019年6月まで4回にわたって政府の審査に合格した化工園区と専門化工園区、合計85カ所のリストが発表されているので、参照いただきたい^(注4)。

生産安全事故の予防についての留意点

塩城市の爆発事故は、2015年に天津で起きた爆発事故に次ぐ規模といわれ、メディアでも大きく取りあげられたが、これ以外にも化工企業の生産安全事故は多数発生している。

応急管理部によると、化工企業の生産安全事故は、2016年226件(死者234人)、17年218件(死者271人)、18年176件(死者223人)と、毎年200件前後も発生している。2019年も、第1四半期だけで60件(死者・行方不明者148人)に上っているという。

事故を規模別内訳は、2018年では一般事故が163件(死者134人)と最も多いが、比較的大型の事故が11件(死者46人)、重大事故も2件(死者43人)発生している。また、事故の内容は、中毒・窒息事故が32件、爆発事故28件、高所墜落事故26件、機械傷害事故21件、火災事故20件などとなっている^(注5)。

これらの事故の原因について、応急管理部は、地方政府の監督管理の不行き届き、安全意識の欠如、監督管理人員の不足などをあげる一方、事故発生企業については、主要責任者の安全意識の欠如、企業の安全管理の混乱、安全のための資金投入不足、安全管理人員・操作人員の能力・訓練不足、安全設計・設備・施設の不備を指摘している。特に近年、政府が推奨している安全設計診断、自動化改造、特種作業の管理、貯蔵区域の改善、ファインケミカルでの化学反応リスク評価、「反“三違”」(企業などの違法な建設指揮・作業と労働規律違反に反対する活動)などへの取り組みがなされていないことをあげている^(注6)。

日系企業も、こうした生産安全事故に遭遇するリスクにさらされている。万一、自らの責任で事故を起こした場合、安全生産の基本法である「安全生産法」では、損害賠償責任を負うほか、事故の規模に応じて最低20万元から最高1千万までの罰金を科すとされている^(注7)。また、「生産安全

事故報告・調査処理条例」では、企業に対しては生産に関わる許可証などの停止または取り消し、事故に関係する責任者に対しては業務資格の停止または取り消し、また主要責任者が安全生産管理の職責を履行しないことにより事故発生を招いた場合には、前年の収入の 30%から 80%の罰金を科すほか、刑事処罰を受けた場合には 5 年間すべての主要責任者への就任を禁止するとされている(注8)。

生産安全事故は起こさないことが何よりだが、そのためには安全管理を徹底し、事故を予防することが重要である。その安全管理の各種措置は、中国の法令および国家標準に適合している必要がある。日本での安全管理措置がそのまま適用できるわけではない。特に、技術的な措置については、中国の国家標準に定められる規範に従わなければならない(注9)。

「安全生産法」では、企業などの生産経営単位に対して以下のような義務を課している。

- ・ 安全生産関係法律・法規の遵守
- ・ 安全生産規則・制度の確立
- ・ 安全生産責任制の実施：職場毎の責任者、責任範囲、評価基準の明確化
- ・ 安全生産のための資金投入
- ・ 安全生産管理機構の設置と安全生産管理者の配置
- ・ 従業員への安全生産教育・訓練
- ・ 鉱山、金属精錬の建設項目、危険物の生産・貯蔵・積み卸しの建設項目での安全評価
- ・ 安全警告標識の設置
- ・ 安全設備の正常運転の保証
- ・ 安全生産監督管理部門と関係部門への重大危険源、安全措置、緊急対応措置の届出
- ・ 生産安全事故リスク調査・処理制度の確立
- ・ 危険作業を行う場合の専門家管理者による現場での安全管理の手配
- ・ 生産安全事故発生時の主要責任者の救護活動の組織、調査・処理期間中の職務履行
- ・ 安全施設建設工事での“三同時”(環境保護施設と同様に、建設工事の安全施設の設計、施工、生産への投入・使用を同時に行うこと)
- ・ 生産安全事故応急救援計画の制定および訓練

このうち安全生産責任制は、生産経営単位の職場毎の責任者・責任範囲および評価基準を明確にすることと定められている。江蘇省の爆発事故直後に出された上記の整理計画でも、事故防止措置の第一にあげられている。江蘇省での爆発事故当時、習近平主席は外遊先から特に「安全生産責任制を確実に実施する」よう指示したとされている。この規則・制度を整備し、厳格に実施することがまず必要である。

安全評価は、鉱山、金属精錬の建設項目と危険物の生産・貯蔵・積み卸しの建設項目が対象とされるが、危険物の中には危険化学品が含まれる。その安全評価については、「危険化学品安全管理条例」で、企業自身が安全条件の論証を行い、国家資格を持つ機関に評価を委託することとされ、また企業はそれらの状況を所在地の市級以上の政府安全生産監督管理部門に報告することとされている。

この安全評価は、環境影響評価と同様に新規建設時だけでなく、設備の増設や改造の場合にも必要とされており、また 3 年毎に行うことが義務付けられている。危険化学品を使用する企業に対しても、その使用量が国の基準に達する場合は危険化学品安全使用許可証の取得が義務付けられているが、その条件の 1 つに安全評価を行っていることが定められている。これらの点は、注意を要する。

安全生産監督管理部門と関係部門への重大危険源と安全措置、緊急対応措置の届出と生産安全事故応急救援計画の制定および訓練は、生産安全事故の緊急対応計画(「応急预案」)に関わる規定で

ある。この計画は、事故発生に備えてあらかじめ制定するもので、所在地の県級以上の政府が制定した生産安全事故応急救援計画に整合させたものでなければならないとされている。この計画はおざなりに作成しがちだが、日常の事故防止の点検にも応用でき、有効である。計画の内容については、応急管理部の規則に原則的な要求が定められ、詳細は国家基準に記載されている^(注10)。その骨子は以下の通りである。

- ・ 総則：作成の目的・根拠、計画の適用範囲、計画書の構成、緊急対応活動の原則を記述
- ・ 事故のリスクについての概説
- ・ 緊急対応組織・職責：組織については図示
- ・ 事前警報・情報報告：事前警報は測定値の変化、事故のリスクの程度・発展趨勢等の条件、報告の方法・手順等を記述。情報報告は情報の入手、通報、上部報告の手順・方法・責任者等を記述
- ・ 応急処置：処置レベルの分類、手順、処置の内容、終了の条件等を記述
- ・ 情報公開：メディア・公衆への発表の部門・責任者、手順等を記述
- ・ 事故後の処理：汚染物の処理、生産秩序の回復、医療救護、人員再配置、賠償、救援の評価等について記述
- ・ 保障措置：通信・情報、人的資源、物資・装備、費用負担、輸送、治安、技術、医療、後方支援等について記述
- ・ 計画の管理：教育・訓練、計画の改定、届出、実施について記述
- ・ 事故のリスク分析Ⅰ：発生の可能性・程度・影響範囲、指揮機構・職責、処置の手順・内容について記述
- ・ 事故のリスク分析Ⅱ：事故の種類、発生する区域・場所・装置の名称、発生可能性のある時間・危害の程度・影響範囲、発生前の兆候、発生可能性のある二次・派生事故について記述
- ・ 応急活動・職責：各職場の活動分担・職責を記述
- ・ 応急処置：手順、現場での処置の内容、事故の報告について記述
- ・ 注意事項：防護器具、救援用器材、救援対策・措置、現場での事故救援・相互救援、現場での対応能力の確認および人員の安全防護等、救援終了後の対応等について記述
- ・ 緊急対応部署・機構・人員の連絡方法
- ・ 緊急物資・装備リスト
- ・ 緊急情報の入手・処理・報告等の書式
- ・ 救援・避難行動のルート・標識・図
- ・ 関係する緊急救援部門との協議または覚書

日系企業も、改めて自社の安全管理の現状を点検、確認し、問題点を洗い出し、計画的に是正、改善に取り組むことが求められている。

- (注 1) 「江蘇省化工産業安全環境保護整理昇級計画」(中国共産党江蘇省委員会・江蘇省政府、2019 年 4 月 27 日発布)。原文は「碳排放交易」の次のウェブサイトに掲載されている。
<http://www.tanpaifang.com/ditanhuanbao/2019/0507/63879.html>
- (注 2) 「2019 年全省化工産業安全環境保護整理・昇級目標・任務の下達に関する通知」(江蘇省化工産業安全環境保護整理・昇級指導小組、2019 年 9 月 20 日発布・実施)。原文は「化工網」の次のウェブサイトに掲載されている。
https://chem.vogel.com.cn/html/2019/09/23/news_578290.html
- (注 3) 「江蘇省化工園区(集中区)環境処理工程に関する実施意見」(江蘇省政府弁公庁、2019 年 2 月 3 日発布・実施)。原文は、江蘇省政府の次のウェブサイトに掲載されている。
http://www.jiangsu.gov.cn/art/2019/2/20/art_46144_8125333.html
- (注 4) 山東省の化工園区・専門化工園区のリストは、以下の山東省工業・情報化庁などのウェブサイトに掲載されている。
 第 1 次リスト：http://gxt.shandong.gov.cn/art/2018/6/29/art_15178_1054992.html
 第 2 次リスト：http://gxt.shandong.gov.cn/art/2018/9/30/art_15178_3450260.html
 第 3 次リスト：<http://www.lyshenpi.com/h-nd-138.html>
 第 4 次リスト：http://gxt.shandong.gov.cn/art/2019/7/3/art_15679_6780121.html
- (注 5) 中国での事故の分類は、「特別重大事故」は死者が 10 人以上か従業者が 100 人以上または直接的経済損失が 1 億元以上、「重大事故」は同じく 10 人以上 30 人未満か 50 人以上 100 人未満または 5 千万元以上、「比較的大事故」は同じく 3 人以上 10 人未満か 10 人以上 50 人未満または 1 千万元以上 5 千万元未満、「一般事故」は 3 人未満か 10 人未満または 1 千万元未満とされている。これは、「生産安全事故報告・調査処理条例」(国務院令第 493 号、2007 年 4 月 9 日公布、同年 6 月 1 日施行)に規定されている。
- (注 6) 応急管理部「2018 年全国化工事故分析報告」。原文は浙江省応急管理庁の次のウェブサイトに掲載されている。
<http://www.zjsafety.gov.cn/images/2019/03/06/89990.pdf>
- (注 7) 「中華人民共和国安全生産法」(国家主席令第 13 号、2014 年 8 月 31 日改正法公布、同年 12 月 1 日施行)。
- (注 8) 「生産安全事故報告・調査処理条例」(国務院令第 493 号、2007 年 4 月 9 日公布、2007 年 6 月 1 日施行)。
- (注 9) 「生産安全事故救急対応計画管理弁法」(2019 年 7 月 11 日改正公布、同年 9 月 1 日施行)。「生産経営単位生産安全事故緊急対応計画作成指針(GB/T29639-2013)」(2013 年 7 月 13 日発布、同年 10 月 1 日実施)。
- (注 10) 中国の国家標準については、国家標準化管理委員会の次のサイトで検索、全文閲覧ができる。
<http://openstd.samr.gov.cn/bzgk/gb/index>
 例えば、「危険化学品」のキーワードで検索すると、2019 年にも「危険化学品経営企業安全技術基本要求」(GB18265-2019)、「危険化学品生産装置・貯蔵施設リスク基準」(GB36894-2018)、「危険化学品重大危険源識別」(GB18218-2018)の強制性国家標準が実施されている。

(執筆連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
 コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
 池上隆介
 住 所：東京都港区虎ノ門 5-11-2
 E-Mail：r-ikegami@murc.jp TEL：03-6733-3948

9ページから14ページは、三菱UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部による寄稿レポートとなり、三菱UFJ 銀行国際業務部の見解、意見などを示すものではありません。

三菱UFJ 銀行国際業務部と三菱UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部では、本寄稿レポートに関し見通し・シナリオのすり合わせや意見調整などは行っておりません。

三菱UFJ 銀行国際業務部は、本寄稿レポートに掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負うものではありません。



**経常収支赤字化が視野に入る中国は、日本での中国ブームを望んでいる。
そしてそれは間違いなく訪れよう。流行る「中国メイク」に目を向けよ。**

三菱UFJモルガン・スタンレー証券
インベストメントリサーチ部
チーフエコノミスト 李智雄

日本映画が中国でスピード公開

新海誠監督の最新作『天気の子』が中国で11月1日に一般公開された。7月19日の日本での公開から3ヵ月少々での公開だ。中国映画週間ランキング(2019年6月17日~23日)で1位となった『千と千尋の神隠し』が中国大陸で上映されたのは2019年と、日本で上映された2001年から数えて18年目での上映となったことを考えれば、雲泥の差である。更に言えば、前売り券だけで3億円を突破したと報じられている。

日中関係の改善：経済、政治、文化という3つの軸で改善

日中関係が大幅に改善している。このことは何度も指摘してきた。それはまず、(1)「経済」協力から始まった。2018年5月の「李克強ショック」(李克強首相の訪日、トヨタ工場の訪問)以来、特に自動車産業に関して日中の関係は大幅に改善しており、様々な企業の提携が始動している。

次に(2)「政治」上の距離縮小も着実に進んでいる。安倍晋三首相は2019年10月2日、中央広播電視总台(CMG)の独占インタビューに応え、中華人民共和国が成立70周年を迎えたことに日本国民を代表して祝意を表している。自然災害で見送りとなったものの、自衛隊観艦式に初めて参加するために中国海軍のミサイル駆逐艦「太原」も横須賀港に入港していた。

そこに(3)「文化」の交流も始まったわけだ。それが『天気の子』のスピード公開に現れている。

中国の日本好きは今に始まった事ではない、その「表明」が許される時期が来たというだけだ

そう書くとなんだかスッキリしそうだが、ことはそう簡単ではない。中国人が日本の文化に対して好印象を持っていることは、数々のアニメの聖地巡礼(アニメ制作の背景となった場所やゆかりのある場所を訪れること)がまだ続いていることからすでにわかっていた。問題は、それを互いの政府が、現在(いま)は許容していることであろう。つまり、中国側の日本文化選好は、今に始まったわけではなく、それが表に出るかどうかが、その時の政治情勢に大きく左右されるということだろう。

新しいのは、中国側ではなく、日本側の変化である。これまで中国が日本を「好き」であることは目新しいことではなかった。高度成長を遂げ先進国入りし、「日本製造(メイド・イン・ジャパン)」という品質をベースにした製品を創り上げ、厳格な安全基準を生活の隅々にまで適用し、高所得のもと礼儀正しさを身につけ街の美観を維持したのである。中国側にとっては追いつけ追い越せという相手であり、時には学びつつ、時には競う、そのような相手であったことに異論を挟む人は多くない。

中国側ではなく、日本側に変化が訪れている：流行メイクの変貌から読み解く

一方で、日本側に訪れている変化とは何か。それは若者の中国好き、という新しいトレンドである。その片鱗が、若者のメイクの新しいトレンドに見られ始めている。

日本の若者のトレンドの一つを思い起こしてみよう。その流れの一つは「韓流」であった。2002年のFIFAワールドカップ日韓共同開催以降、日韓が急激に近づいた。2003年の日本における『冬のソ

ナタ』放映から BoA に代表される K-POP のファーストウェーブ、2000 年代後半には KARA や少女時代などの K-POP のセカンドウェーブが訪れた。この頃から、日本の女性たちの中で「オルチャン・メイク」が流行し始める。オルチャンとは、韓国語で「顔 (=オルグル) が最高 (=チャン)」という意味だ。韓国では男女共通で使われているが、日本では「オルチャン・メイク」、つまり「韓国風メイク」として定着した。その特徴は、色白のツヤ肌ベースメイクにチークをほぼ入れず、ふっくらとしたリップである。

その後、2010 年以降から現在まで、韓流サードウェーブが訪れた。サードウェーブは BTS や紅白歌合戦にも出場した TWICE が中心となっていた。

だがそこに日韓関係の歪みが生まれる。2017 年 5 月に就任した文在寅大統領のもと、日韓関係が急速に悪化、米国の要請にもかかわらず、文政権は日本との軍事情報包括保護協定 (GSOMIA) を破棄する方針を決定したことはその一つの表れでもある。日韓関係が連日報道され、若者はそれを敏感に嗅ぎ取ったようだ。

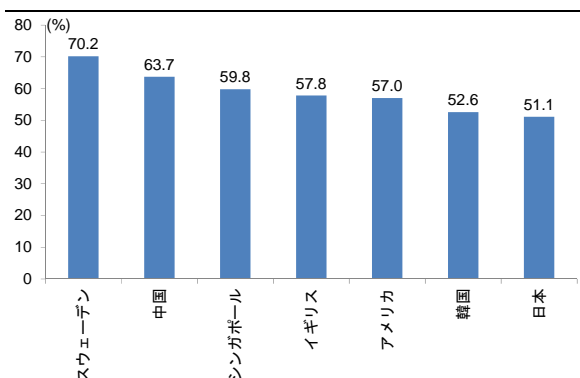
ここ数ヶ月で、韓国風「オルチャン・メイク」が息を潜め、新しいトレンドである「中国メイク」が脚光を浴びている。中国版ハーバース バザー (Harper's BAZAAR、1867 年 NY 創刊の女性向けファッション誌) でも、日本で「中国女孩風」のメイクが流行っていることが取り上げられている。筆者が NHK に出演させていただいた際、メイクアップアーティストや、美容室の美容アーティストに複数聞き込みをして確認済みだ。

何が言いたいのか。日本側が中国を許容し始めている、ということが言いたい。

つまり、「中国メイク」が流行っている背景には、(1) 日韓関係悪化からの反動に加えて、(2) 日中関係の改善、がある。さらに付け加えれば、長めのナチュラルな太い眉、鮮やかな赤いリップ、という「中国メイク」の特徴は、主張が強く、独立心に溢れた印象を持つため、(3) 社会的に女性の活躍の場を広げようという機運のもと、実際に女性の労働参加が上昇しているという、今の日本の社会情勢にうまく当てはまるものでもある。なお、中国の女性労働参加率の高さは今に始まったことではない。

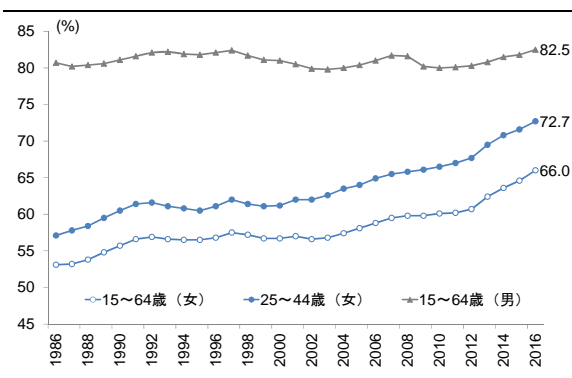
もちろん、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていく」と謳う「男女共同参画社会基本法」は 1999 年より存在していた。しかし、例えば女性の就業率が 5 割を超えたのは 2018 年 (全年齢ベースで 51.3%)、それも 50 年ぶりである。女性の就業率を年齢別に描くと、30 歳代で下がり、40 歳代で再び上がる傾向が見える、いわゆる「M 字」型カーブが解消されたのも、ここ数年の話である。

女性の労働参加率の国際比較



注：2017 年の値。中国のみ 2010 年。
出所：総務省統計局より MUMSS 作成

日本の女性の就業率の推移



出所：内閣府男女共同参画局より MUMSS 作成

すでに日本の若者の生活には中国が根付いている

なぜ日本の、特に若者に中国が許容されやすいのか。そこには若者の所得の低さが影響しているようだ。所得は低い、インターネット社会となった現代では、スマホなしでは生活がままならない。だが端末代は高い。そこで、コスパ（価格性能比）の高い格安スマホを購入するのだが、その多くは中国製のスマホになる。つまり、生活に中国の製造業の産物がすでに浸透している。生活の多くの財が中国製であることに改めて気付く必要もないというわけだ。

中国ブームが日本で始まろうとしているのではないか。実は、日本政府がそれを後押しせねばならない事情もあるのではないか。

中国習近平国家主席が、日本から中国への観光客増を要請か

足元の日中関係改善の背景には日中両者の「利害」が一致したことがある。日本は中国の（1）市場と、（2）北朝鮮など地政学リスク一般に対する直接的な抑止力が欲しい。中国側は日本から（1）技術（ノンプラグインハイブリッドや FCV）と（2）市場（日本市場、特に米国に輸出制限のある携帯などの高付加価値製品）が欲しい。だが、中国にはそれに加えてもう一つ、日本から欲しいものがある。それが、（3）日本からの中国向け観光客の増加だ。それを理解するためには、2019年6月のG20大阪サミットまで話を戻す必要がある。

中国の習近平国家主席は6月27日のG20大阪サミット前夜、大阪市で開かれた安倍晋三首相との夕食会にて「中国への訪問者を増やすためにどうしたらいいか、共に考えていこう」（各種報道）と話していた。

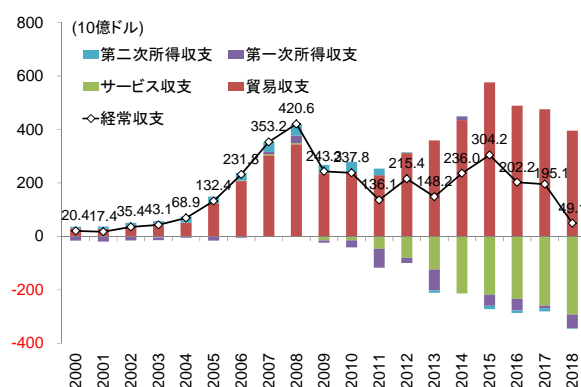
データを見てみよう。2018年に日本を訪れた中国人は838万人（前年比13.9%増）。一方で、データの都合で少し古い、2017年に日本から中国を訪れた日本人は268万人（前年比3.6%増）に過ぎない。人口比（2017年時点で、中国13.954億人対日本1.267億人と中国は日本の11.0倍）で見れば、十分に日本人は中国を訪問しているように見えるが、なぜ問題なのか。習近平国家主席の発言を理解するためには、中国の経常収支構造を理解せねばならない。

中国経常収支の赤字化を遅延させる鍵の一つは旅行サービス収支

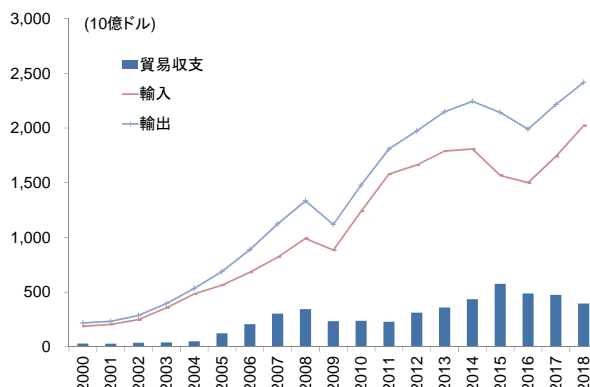
中国の経常収支は長らく黒字が続いてきた。しかし、足元では中国経常収支の黒字が大きく縮小している。

その背景には、（1）主に米国向け貿易収支黒字幅の縮小、（2）第一次所得収支の赤字拡大、（3）旅行サービス収支の赤字幅拡大、の三つが影響している。具体的には貿易収支が2017年の-4,759億ドルから2018年は+3,952億ドルの前年比17.0%減、第一次所得収支は2017年の100億ドルの赤字から2018年は-514億ドルへ赤字拡大、旅行サービス収支は2017年の2,193億ドルの赤字から2018年は-2,369億ドルへ赤字が拡大している。

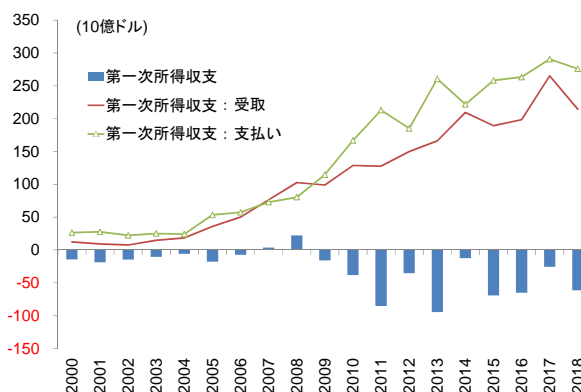
中国経常収支の推移



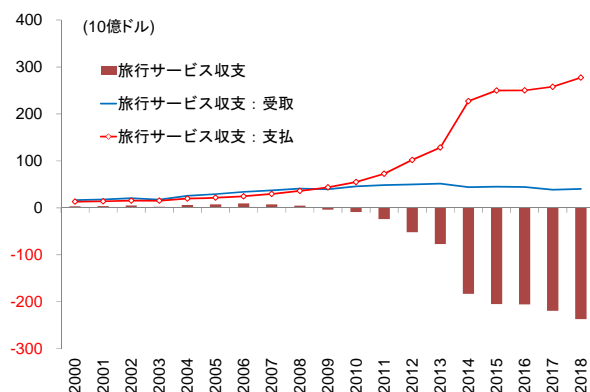
低下要因 (1) : 貿易収支



低下要因 (2) : 第一次所得収支



低下要因 (3) : 旅行サービス収支



出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

このうち、(1) 貿易収支は米中貿易摩擦の継続から改善は難しいと考えて良いだろう。次に (2) 第一次所得収支は市場の状況に左右されやすく、急に運用成績が改善するということは想定し難いように思われる。そこで最後の (3) 旅行サービス収支の改善に白羽の矢が立った可能性が高い。つまり中国人が海外旅行に向かうことで生み出されている巨額の赤字分を、中国への海外観光客の受け入れ増大によって相殺しようというわけだ。もちろん日本以外にも候補国は多いだろう。だが、所得水準が高く、人口も多く、地理的にも近い国といえば、日本が筆頭である。そこで日本に対して中国への観光増大を呼びかけた、というのが習近平国家主席の発言の趣旨であったと理解できそうだ。

その要請を受けて、中国という巨大な市場に加えて、中長期的な軍事的協力関係が欲しい日本としては、中国側への協力として、日本国民に中国観光を勧めるだけの十分な理由があると言えそうだ。

2020年には習近平国家主席が国賓として来日することが決まっている。足元の日中関係をあらためて考えてみると、中国は技術と市場が、日本は市場が欲しいため、お互いに接近している。政治、経済、防衛などにおいて両国の関係が近くなっている中、2020年に向けて、日中のお互いの観光が大きくブームになるのではないかと筆者は予想している。

日本企業にとって大きなチャンスだが、三つの点に気を付ける必要があるのでは

これは日本企業にとって、大きなチャンスである。それは輸出企業にとっては、中国において日本を再度受け入れやすい環境になっていることを意味する。国内サービス業にとっては、オリンピックに向けて需要が増大するという意味だ。だが、その際に注意すべきことが三点ある。

まず、(1) 中国市場における企業の競争環境は、想像以上に厳しいという点だ。中国に進出し、中国国内のサプライチェーンに組み込まれたり、逆に組み込んだりしている中で、中国国内企業の現場の改善ペースの速さに驚くことだろう。過去に日本が品質面や信頼面で問題視したような企業の多くはすでに淘汰されている。その意味で、中国国内企業は手強い競争相手にも、優秀なパートナーにもなりうる。

時折、この競争環境における手強さを、中国企業が公平な競争を行っていないなどとして、中国を批判する人をみかける。もちろん、言語バリアや制度的な違いなど様々な点でそのような点が全くないとは言えない。だが、それは中国以外の国でも見かけることはある。更に言えば、そのような不公平ではない環境の下で競争を強いられている企業が多いこともまた正しいのだ。競争環境の激しさに対して、「中国だから」という一言を言い訳にすべきではない。少なくともそれは、米国市場を攻略した時の、日本企業の態度ではなかったように思う。

次に、(2) 中国人消費者は、必要以上に厳しいという点だ。一人当たり所得が平均でようやく1万ドルを超えた中国人消費者は、自ら苦勞して働いて稼いだお金を、待っている家族に送る必要もまだあるため、馴れ合いで馴染み深い企業にただ単につき込む、ということはない。そうでなくても、新しく魅力的な企業がどんどん現れてくるのだ。その目も厳しくなるというものだ。さらに中国が得意なIoTを駆使して、ユーザー・エクスペリエンスは大幅に向上している。中国人消費者にどのような財・サービスが受け入れられてきたのか、に対する丁寧な、しかし迅速な市場調査が必要となるだろう。時には箸が苦手なアメリカ人向けにフォークで食べるカップ麺を提供するような柔軟性も必要となることは、すでに日本企業は学習済みであるはずだ。

そして最後に、(3) 今の若者のように開かれた心で中国を受け入れることだ。格安スマホのみならず、主要電化製品で高機能を謳うものの多くが中国製になって久しい。そのみならず、高機能素材を用いた衣服なども、高機能であるほど、中国製が多いことに気付くだろう。現在の日本におけるキャッシュレス決済のうち、QRコード決済は中国にて大きく発展したものである。ドローンや人工知能、ブロックチェーンなど、中国企業が世界を主導しつつあるものが多いことを知っていながらも、目を向けようとしない人が多いことに気付く。

だが徐々にその雰囲気も変わりつつある。「経済」が近づき、互いの「政治」が交流を許容し、「文化」の交わりが進めば、これまで特定の理由もなしに遠ざけられてきた中国が、より身近に迫ってくるだろう。

実際にその変化は著者のもとでも顕著に表れている。これまでは日本の低金利下でも見向きもされなかった、運用先としての中国債券市場に対する問い合わせが想像以上に増えているのだ。もちろん、IMF（国際通貨基金）の中国人民元のSDR（特別引出権）への採用（2016年）、中国本土と香港間の債券相互取引（チャイナ・ボンドコネクト、2017年）、MSCI新興国株指数への中国A株の組み入れ（2018年）と比率の拡大（2019年）など、象徴的な出来事があったことも影響していると言えよう。だが、特に日本の投資家に限れば、それ以上に日本全体としての中国許容度が高まっている印象を受ける。

タピオカミルクティーの流行は都心部ではすでに終わりつつある

そこで改めて周囲を見回してみよう。疲れたからと、タピオカミルクティーを手に入れている人は周りにいないだろうか。それは台湾産、つまり中華圏のスイーツである。実はその流行も終わりつつあり、新たにより大陸寄りの「豆花（ドウファ）」が流行り始めているのだが。

(参考リンク)

テレビ朝日：前売り券だけで3億円突破「天気の子」中国で公開
https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000168217.html

CRI：＜独占取材＞中国と、新時代にふさわしい協力を＝安倍首相
<http://japanese.cri.cn/20191002/9484e2b3-fcc8-7eba-91fc-e614433bd1a3.html>

NHK：自衛隊観艦式に中国海軍初参加の艦艇 横須賀に入港
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20191010/k10012120721000.html>

日本政府観光局 (JNTO)：

https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/since2003_visitor_arrivals.pdf
<https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/20191024.pdf>

note：メイクのトレンドが韓国から中国へ移るとき
https://note.mu/eleutheria_1977/n/nbfd40465ab1d

Harper's BAZAAR：「中国風メイク」日本で大流行

https://m.toutiao.com/i6754583828120994312/?from=groupmessage×tamp=1572686171&app=news_article&isappinstalled=0&req_id=201911021716110100260772122052F65B&group_id=6754583828120994312#tt_daymode=1&tt_font=m&tt_from=copy_link&utm_source=copy_link&utm_medium=toutiao_ios&utm_campaign=client_share

日本経済新聞：女性の就業率、50年ぶり5割超す 18年就業者87万人増
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO40789960R00C19A2EA2000/>

朝日新聞：習氏「日本人もっと中国来て」 首相はキングダム話題に
<https://www.asahi.com/articles/ASM6Y533NM6YUTFK00G.html>

(執筆者連絡先)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券

インベストメントリサーチ部

李智雄

住 所：東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

E-Mail：lee-chiwoong@sc.mufg.jp TEL：03-6627-5234



**「華南ビジネス最前線」
第 43 回 ～広東・香港・マカオグレーターベイエリア個人所得税優遇政策**

三菱 UFJ 銀行
アジア法人営業統括部
アドバイザー室

2019 年 6 月 22 日、広東省財政庁と税務局は、「広東・香港・マカオグレーターベイエリア個人所得税優遇政策に関する通達」(以下、「通達」)を公布した。これは、3 月 14 日に国家財政部と税務総局が発表した「広東・香港・マカオグレーターベイエリア個人所得税優遇政策に関する通知」(財税 [2019] 31 号)で明確化された、大湾区 9 都市で就労及び納税を行う海外(香港・マカオ・台湾を含め)のハイエンド人材と不足人材に対する個人所得税額の差額補填に関する優遇政策の詳細である。また、「通達」を基に、広東省内大湾区都市では、各々適用細則を発表する予定である。本稿では、「通達」の内容について簡単に紹介したい。

1. 背景

広東・香港・マカオグレーターベイエリア(以下、「大湾区」)経済圏構想は、香港・マカオと珠江デルタ 9 都市の一体化と協力関係の深化により更なる発展を目指す国家戦略である。広東省大湾区都市と、「一国二制度」下にある香港・マカオを世界一流のベイエリアに発展させるため、中国当局はそれぞれ異なる制度と規則の整合性強化に取り組んでいる。

2019 年 2 月の「大湾区計画綱要」発表以来、大湾区内の利便性改善と地域間の協力関係強化を目的に、物流促進、人材誘致、投資開放、金融改革、生活利便とイノベーション推進という 6 つの分野において一連の推進施策が順次発表・導入された(図表 1)。

図表 1：大湾区一体化への政策(一部抜粋)

分野	導入済み政策	導入予定方針
1 物流促進	<ul style="list-style-type: none"> ・車両管理 深圳越境車両を管理する総合プラットフォーム ・貿易協定 香港・マカオと本土間の CEPA 貨物貿易協定 	<ul style="list-style-type: none"> ・税関簡易 蓮塘/香園圍、横琴、西九龍など新税関開設 ・車両越境 香港ナンバープレートにて本土側を走行可能に
2 人材誘致	<ul style="list-style-type: none"> ・許可証廃止 香港、マカオ、台湾人の「就業許可証」を廃止 ・税金補助 域外高級人材の個人所得税の中国本土と香港との差額を補助金として支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職支援 香港若者の大湾区進出を支援 香港・マカオ出身の中国国民が中国の国有企業・事業機関の職務を担うことを奨励
3 投資開放	<ul style="list-style-type: none"> ・外資誘致 「外資十条」で外資誘致を強化¹、企業登記制度の簡素化措置「多証合一」を導入 ・CTC 優遇 香港 CTC に対する税制優遇措置を導入² 	<ul style="list-style-type: none"> ・投資制限緩和 香港・マカオの投資家に対する资格要求、持株比率などの制限を緩和、撤廃を検討 ・サービス貿易 専門サービス機関を共同設立し、サービス産業の発展を促進

¹ 広東省は外資誘致のため、市場参入分野を拡大、外資持株比率規制の緩和・撤廃、財政奨励の拡大などの外資向け優遇策を発表

² 一定の要件を満たす場合、財務統括活動から生じる所得に対し法人税率 8.25%の優遇税率を適用

4	金融改革	<ul style="list-style-type: none"> ・口座開設 香港市民が香港で本土銀行口座を開設可能に ・再保険業務 中国本土の保険会社が香港の再保険会社と契約する際の資本要件規制を緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ・証券市場整備 マカオ金融管理局は人民元建決済の証券市場の整備に向け、実行可能性の調査に着手 ・市場開放 本土・香港間の「滬港通」「深港通」「債券通」を改良
5	生活利便	<ul style="list-style-type: none"> ・居住証明 香港・マカオ・台湾住民に中国の「居住証明証」を発給、中国本土において各種円滑化措置を享受できる ・道路連結 広州と香港を結ぶ高速鉄道が全線開通 	<ul style="list-style-type: none"> ・本土住宅購入 香港住民が本土大湾区都市で住宅を購入する際の規制緩和 ・社会保険 香港・マカオ・台湾住民が中国本土で社会保険への参加
6	イノベーション推進	<ul style="list-style-type: none"> ・研究支援 香港で企業研究開発費(上限200万香港ドル)の3倍まで控除できる ・項目予算共有 国家科学技術研究プロジェクト経費を香港でも使用できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・IP証券化 科学技術革新金融支援プラットフォームを構築し、知的財産権の証券化に向けたテスト事業を展開 ・機構合作 中国科学院傘下の研究院と北京の自動化研究所が、香港サイエンスパークに参入

3月1日には、香港のキャリー・ラム行政長官は、大湾区内の海外人材向けに、中国・香港間の個人所得税率の差異³による不利を是正するため、税金補助優遇政策を明らかにした。今回の「通達」によって個人所得税優遇政策の補助基準、対象範囲及び対象者の定義などが明確化された。

個人所得税の優遇政策については、市場改革の試行の一環として、2013年から広東自由貿易試験区に位置する深圳市の前海深港現代サービス業合作区と珠海市の横琴新区において、既に類似の補助政策が導入されており(図表2)、その経験とノウハウが「通達」の実行に活かされることが期待される。なお、両地区の補助政策は関連政策発表に伴い一部廃止されており、今後は各地の細則公布に合わせて統一されることが見込まれる。

図表2：従来の補助政策

アイテム	珠海横琴(2018年度分まで適用)	深圳前海(2018年度分まで適用)
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・横琴で就労する香港・マカオ永久居民 ・横琴での年間就労・生活時間が90日以上 ・横琴で法に則って個人所得税を納付 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国・香港・マカオ・台湾永久住民、香港の入境計画(優秀人材、専門家、企業家)の認定を取得した香港居民、マカオに移住した中国本土居民、外国永住権有りの海外華人と帰国人材 ・前海に登録した企業で就職・就労する、或いは個人役務を提供する ・前海での年間就労時間が90日以上 ・前海で法に則って個人所得税を納付 ・申請年度における前海での個人所得税課税所得額が30万人民元以上 ・国・省・深圳市政府に認定された海外ハイエンド人材、或いは前海に登録した企業の中層及び以上の管理・技術人材
補助金支給対象の所得範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・税法に則して全部課税収入 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金、給与所得 ・役務報酬 ・原稿報酬 ・ロイヤリティ所得 ・経営所得
所得税補助参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ・横琴で実際納付した税金と香港・マカオで算定される税金(香港税率は15%、マカオは12%で計算)の差額を補助する 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人所得税額が15%を超えた部分について補助金を支給する
優遇政策	<ul style="list-style-type: none"> ・個人所得税差額補助を支給、当該補助部分に個人所得税は課税されない 	

³ 中国では累進税率最高45%、香港標準税率は15%

2. 「通達」の主な内容

「通達」では、ハイエンド・不足人材の個人所得税の補助金に対する計算方法と支給方式を明確化したほか、大湾区各都市に対し、各地の人材認定基準と政策実行弁法の策定を指示した。

図表 3 : 「広東・香港・マカオ大湾区個人所得税優遇政策に関する通達」内容 (一部抜粋)

対象地域	大湾区9都市 (広州、深圳、珠海、仏山、惠州、東莞、中山、江門、肇慶)
補助金の支給基準及び算定方法	補助金額 = 大湾区9都市に納付した個人所得税額 - 課税所得額 × 15% <ul style="list-style-type: none"> 当該補助金は、個人所得税が非課税 補助金は年1回一括で支給
補助金の支給適用対象となる所得の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 賃金、給与所得 役務報酬 原稿報酬 ロイヤリティ所得 経営所得 人材プロジェクトの入選による助成金所得
有効期限	2019年1月1日から一年間試行
人材認定条件 (具体的な人材認定基準は各市の細則に従う)	<p>基本条件 (すべてに該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> 香港・マカオの永住者、香港の入境計画 (優秀人材、専門家、企業家) の認定を取得した香港居民、台湾地域の居住者、外国籍個人或いは海外での長期在留資格を取得した中国留学生及び華僑 大湾区9都市で就労し、且つ法規定に従い納税する人材 法規定、研究倫理、科学研究の信義誠実の原則を遵守する人材 <p>その他条件 (いずれかに該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、省、都市レベルの重要人材プロジェクトの入選者、広東省「人材優粵カード⁴」を取得した人材、外国人就労許可証 (A 類)⁵或いは外国高級人材確認状⁶を有する人材、並びに国、省、都市認定のその他海外高級人材 国、省、都市レベルの重要革新プラットフォームの科学研究チームメンバー、高等教育機関、科学研究機関、病院などの関連機関の科学研究チームメンバー 広東省の重要発展産業、重要分野で就労・起業する技術・技能基幹人材及び優秀な管理人材 珠江デルタ9都市が認定するその他特別な技能を有する不足人材
申請提出	申請者本人或いは雇用会社が当地財政部門に提出可能、雇用会社からの申請を推奨

3. まとめ

制度の異なる3つの地域を有する大湾区の発展には、人材、物流、資金の自由な交流が不可欠である。大湾区における個人所得税優遇政策の導入により、香港・マカオを含めた海外人材の個人所得税軽減が呼び水となり、更なる優秀人材の交流促進に繋がる可能性が高まるほか、間接的に大湾区進出企業の人件費削減効果も期待できる。しかしながら、過去4年間、前海の個人所得税補助弁法によって補助金を受けた人数が僅か453人⁷であることに鑑みると、実際の政策効果の見極めには一定の時間を要するであろう。

⁴ 広東省政府は優秀な人材を誘致するため、ハイレベル人材に対して特別な住民カードを発給。要件の一つとして、世界フォーチュン 500 企業本部の高級管理人材、外資企業中高級管理人材、高級研究人材など優秀人材が申請対象になる。カード所有者は戸籍・住所・子女入学・社会保障・医療・出入境・貸金などの面において優遇を享受することができる

⁵ 外国人就労許可制度における中国の経済・社会の発展に早急に必要人材と認定された A 類人材。フォーチュン 500 企業における高級管理職、35 歳以下で世界上位 200 の大学の博士などハイエンド人材が A 類に分類される

⁶ 外国人材ビザ (R ビザ) 申請に必要な外国専門家局の発給する書類

⁷ 出所：深圳市前海深圳・香港現代サービス業合作区管理局公表データ

現在、大湾区の各都市は「通達」の内容に基づきそれぞれ人材認定と補助支給の細則に関する意見徴収稿を相次いで発表しており、広州⁸、珠海、中山と江門の4市では既に正式な細則を公表している。当室では、引き続き大湾区各市の個人所得税細則をフォローしていきたい。

以上

（本稿はニュースフォーカス2019年8月22日掲載分を一部修正したレポートです）

三菱UFJ銀行 アジア法人営業統括部 アドバイザリー室
住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong
Email：anna_y_ke@hk.mufg.jp
TEL：852-2821-3647

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、東アジアのお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。

⁸ 詳細は[ニュースフォーカス【2019年第11号】](#)をご参照

**税務会計: OECD 行動計画: 将来的国際課税ルールの制定**

KPMG 中国

税務・移転価格パートナー
平澤尚子 (Hirasawa Naoko)**背景**

経済協力開発機構（以下「OECD」）は、国際課税ルールの全面的な改革を実施するため、2019年5月31日付けで「行動計画: 経済のデジタル化によって生じる租税問題を解決するためのロードマップ」（以下「行動計画」）を公式サイトに公表した。当該行動計画は、2019年5月28日-29日にパリで開催された BEPS 包摂的枠組（IF: Inclusive Framework）会合において、129の国と地域によって合意された。また、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が2019年6月8日-9日に日本の福岡市で開催され、その際、G20 財務大臣に当該行動計画への合意が求められた。2019年10月9日付けで、OECD 公式サイトに統一アプローチ（unified approach）にかかわる意見募集が公表された。

当該行動計画に基づき、包摂的枠組では2020年1月までに国際課税ルールの新たな「仕組み」について合意しなければならず、期日が切迫している。さらに、包摂的枠組では当該仕組みの具体的な内容も策定しなければならない。現在、多くの作業プログラム（WPs）及び包摂的枠組のその他附属機関が、新ルールについて異なる視点から作業を展開している。2020年1月を期限とする目標を達成するためには、各作業プログラム及び附属機関は2019年6月から2019年末までの期間に新ルールを立案・策定し、各ルールの経済に対する影響を評価しなければならない。包摂的枠組みが新ルールと一致するかどうかを確認された場合、多国籍企業（MNEs）は新ルールがそのグローバル組織構成、サプライヤーチェーン及びビジネスモデルに与える影響を早急に評価しなければならない。

「行動計画」の内容

OECD は、当該行動計画を発表する前に既に一連の文書を公布している。今回の行動計画は、2015年公布の BEPS 行動計画 1、2018年の TFDE による「中間報告」、2019年1月公布の包摂的枠組政策説明、2019年2月公布のコンサルテーションペーパー及び2019年3月のコンサルテーション会合で提出された2000ページ以上に及ぶコメント集を基に作成されたものである。上述の文書は「課税とデジタル化」の課題への対応をテーマにしているが、それがもたらす影響は「高度なデジタル化企業」という対象範囲を遥かに超えている。

また、現時点では OECD は「BEPS 2.0」という表記を正式に使用していないが、各税務情報プラットフォームでは既に当該行動計画を「BEPS 2.0」と称している。

第一の柱（Pillar 1）には3つの案がそれぞれ英国、米国及びインドから出され、より多くの多国籍企業のグローバル利益を市場又はユーザーの所在国・地域に配分することを共通の目的とするが、コンサルテーションペーパーにはこの3つの案の異なる背景に基づく原理を説明した。当該行動計画の着眼点は、上述の3つの案が遠隔課税存在（Remote Taxable Presence）の新ネクサス（Nexus）ルールに関連し、多国籍企業の総利益の中から配分を行い、簡易な方法を適用することで、これら

の共通点により、各作業プログラムが新ルールの体制に基づいて詳細な技術面での作業を行えることである。

当該行動計画の第一の柱 (Pillar 1) における主な研究分野は下記のとおりである。

- (i) 改定後の超過利益分割法、割合配分法、或いは「配分に基づく」方法のうち、どの方法が新たに課税する利益の算定及び配分に最も適するか。このうち、配分に基づく方法は業界代表者がコンサルテーションペーパーで提示したアドバイスに類似している。これは、まず売上基準利益の一定の割合を市場の所在国・地域に配分し、その後、当該基準利益を多国籍企業グループの収益性に応じて調整する。
- (ii) 多国籍企業のビジネスライン及び所属地域で区分することが可能か。新ルールにおいて、「事実と状況」に対する分析と「簡易な方法」の応用との最適なバランスをどう実現できるか (例えば、多国籍企業の超過利益に占めるマーケティング上の無形資産 (Marketing Intangibles) の割合の明確化)。また、行動計画では市場の所在国・地域への損失配分問題の解決として、一連の候補となる方法を提供した。
- (iii) ルールの適用範囲 (コモディティ取引の除外の可能性など) 及び遠隔ネクサスルール (即ち、収益と共に考慮する要素) を設定する。新ルールの適用対象範囲を「高度にデジタル化のビジネスモデル」に限定すべきでないことは広く認められているが、マーケティング上の無形資産に対する依存度が低い会社をどのようにルールの適用範囲から除外するかについて検討する必要がある。
- (iv) 租税条約の更新と新たな協調体制の構築について。その重要な課題として、どのように多国籍企業グループ全体の市場に利益配分を行い、二重課税の排除に関して二国間条約における国家間の協調を図ることにある。また、新たな監督管理体制 (源泉徴収又は増徴税方式の登記体制など) について研究する。

第二の柱 (Pillar 2) (フランス、ドイツが提示した世界共通の最低水準課税の設定) について、当該行動計画は多国籍企業グループにおける低税負担の被支配外国法人 (CFCs) がどのように固定税率をもって最低水準の課税を行うかを検討する。居住国における所得の帰属主義から、簡易な方法を設定して実効税率 (ETRs) を確定し、世界或いは管轄地域のみにおいて CFCs の利益と税金を「融合」すべきかを決定し、さらに実質に基づいて除外を行うべきか、又は特定の業界を除外すべきかを決定する必要がある。また、当該研究は主に税源浸食ルールの設定、必要な徴収管理の調整、情報交換及び記録・保存要求に重点を置いている。

経済影響評価では、異なるルール設定が課税額の配分、異なる経済の種類、及び多国籍企業の投資に与える影響について詳細に検討する。上述の全ての作業を完了させるため、各作業プログラム及びその他付属機関 (TFDE、税務行政フォーラム (FTA) の MAP Forum) に具体的な業務を配分し、その大半の作業は 2019 年末までに完成する予定である。

筆者の所見

国際課税ルールには明らかに重要な変化が訪れている。包摂的枠組加盟国・地域は、当該行動計画に合意し、第一の柱 (Pillar 1) における新たなネクサス及び利益配分ルールを構築する必要があることを大枠受け入れることを示した。ただし、下記の各国・地域が行動計画に合意するか否か、未だ不明確である。

- －高度にデジタル化したビジネスモデルを有し、かつトップクラスの多国籍企業の登記がある国（米国、中国など）
 - －従来型の高付加価値ブランドを有し、トップクラスの多国籍企業の登記がある国（フランス、ドイツなど）
- [上述の国・地域は市場の所在国・地域に一定の適切な利益を別途配分する可能性があると考えられる]
- －更なる広い範囲での配分を希望する国・地域（インドなど）

第二の柱（Pillar 2）の各ルールはどのように変化するかについて、更なる考察が必要である。現時点、各国・地域の第二の柱（Pillar 2）の各ルールに対しては様々な見解がある（例えば、第二の柱（Pillar 2）のルールは最終的にベストプラクティスとして提出され、第一の柱（Pillar 1）のルールは最低基準として提出されるかなど）。2020 年に向けて各作業プログラムの技術的作業及び包摂的枠組指導チームの政治的議論（中国は両者において重要な役割を果たしている）に係る合意に達するかについて、徐々に明らかになるであろう。

上述の問題点が明確にされた場合、多国籍企業は、第一の柱（Pillar 1）のルールに基づき、下記のような具体的な業務を行う必要が生じるであろう。

- －評価：多国籍企業がルールの対象範囲に属するか否か、及びどこの国・地域がネクサス基準を超えるかを確認する。最終的ルールの内容に基づき、グループ全体、個別のビジネスライン、或いは主要な実体において配分可能な利益を確認しなければならない。また、ルーティン利益と超過利益の計算、マーケティングインタンジブルに帰属すべき利益の割合及び各国・地域への配分比率の定量化、又は価値駆動要素の分析を適用するかなどを確認しなければならない。租税条約の優遇を申請する場合、複雑な所得の帰属判定及び税務機関の幅広い関与が必要となってくる。
- －システム：多国籍企業が新たなビジネスラインや細分化市場の事業に対応し、範囲、ネクサス及び利益配分ルールが適用できるように新たなデータ収集を行うために、会計システムのアップグレードおよび対応が必要となる。また、多くの新たな納税記録や申告要求（遠隔課税存在の納税申告、より詳細な国別報告書、第三者代理販売業者の記録など）を満たすために、内部プロセスを対応できるよう更新を行わなければならない。
- －税務管理：各国の税務機関は、以下の分野においてより緊密な提携を行うであろう。具体的には、税務にかかわる情報交換、多国間税務リスク評価や共同監査を行い、多国間枠組を構築し、実体に準じた利益配分について協議し、紛争防止・解決のために多国間体制を構築する必要が生じる。また、多国籍企業は改定済みかつグローバルに適用する汎用な方法で税務リスク評価や管理を行い、税務当局の新たな多国籍課税体制に対応できるように税務チームを拡大し、ビジネスラインと IT チームのコミュニケーションを強化し、必要な新たなデータや記録を開発することで内部が協働する税務管理ストラクチャーを強化しなければならない。
- －再編：現時点の多国籍企業グループのストラクチャー（某販売センター、知的財産権管理構成に関する取決めなど）が租税効率が良くないと判断できる場合、再編あるいは取りやめを行う可能性がある。租税条約の享受や多くのネクサスリスクの回避あるいは軽減のために、結合した多国籍企業の事業を切り離し、個別の実体チェーン或いは一部のビジネスラインごとに分解することで、税務管理の最適化を図る。

新たに制定された国際課税ルールは全ての事業に影響を及ぼし、その対象範囲は高度にデジタル化した「プラットフォーム」ビジネスモデルだけでなく、多くの従来型事業にも影響を与える。このため、中国の外資系企業や海外進出企業は、今後の関連動向を留意し、新たに合意される国際課税枠組に備えて対応策を検討するよう提案する。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

税務・移転価格パートナー

平澤尚子

中国上海市静安区南京西路 1266 号恒隆広場第二期 26F

Tel: +86-21-2212-3098 E-mail: naoko.hirasawa@kpmg.com



法務:外貨管理の領域における処罰の程度の増強—公表された外貨規定違反事例からみたクロスボーダー資金受領支払のリスクとその予防

北京市金杜法律事務所
パートナー弁護士 劉新宇

I はじめに

最近、中国国家外貨管理局により 17 件の典型的な外貨規定違反事件が公表され、その処罰対象には銀行、一般企業、自然人が含まれるが、これらの事件における最も重い制裁として、銀行に対しては 111.54 万元、一般企業に対しては 3734 万元、自然人に対しては 2497 万元の行政罰金が科されている。

今回公表された事件は、架空貿易、国内保証付き国外貸付、利益対外送金、資金分割、外貨不法売買これら 5 種類の行為と関わり、表面的には合法取引を装いながら、国境を越える鞆取り、資金の不法な移転といった不法目的が隠蔽されている点で共通性がある。また、これらの事例からは、近時の外貨管理機関が特に重点的な規制対象としているのは詐欺的取引であると見て取ることができる。

II 多発する問題とリスクの提示

外貨管理条例その他外貨関連規定に違反した企業・自然人は、巨額の行政罰金に処せられうるほか、その情状が重大であれば、刑事責任を問われうる。また、処罰されたとの情報は、中国人民銀行の信用調査システムに記録されることがあり、当該企業・自然人がその後において融資を受け、あるいはクロスボーダー資金の受領・支払をしようとしたとき、その記録が障害となって実現しえない事態が懸念される。

そこで、本稿においては、今回公表された関連事件 17 件を分類のうえ、そのうち一部の検討を通じ、クロスボーダー資金の受領・支払を行うにあたり直面しうるリスクとその対応策を実務経験も踏まえて提示するものとした。

事例 1: 架空貿易を背景とする対外送金

架空中継貿易は、銀行による外貨規定違反行為において突出して多い類型であり、今回公表された関連事件でも、多くの銀行が企業より提出された無効、重複、虚偽など問題ある船荷証券に基づいて中継貿易の外貨送金を行い処罰されている。実務において、一部の銀行は、外貨管理政策の下、「顧客に対する理解」、「業務に対する理解」、「デューデリジェンス」という銀行業務の三原則を遵守せず、貿易の背景事実の捏造、虚偽・無効の船荷証券の使用、あるいは同一の船荷証券の反復的な使用という状況の下、業務の真実性、遵法性の審査を確実に行っていかかわらず送金手続を処理することで、企業による不法な鞆稼ぎ、資金移転を最終的に実現させている。

事実を捏造する架空中継貿易が厳しく規制されている状況下でその法的リスクをいかに制御すべきか、これについて、企業においては主に次の点に注意する必要がある。

- 貿易の真実性・遵法性を最低限として堅持し、虚偽取引・伝票偽造を回避すること。
- 真実の貿易背景、真実の伝票を利用して、国際間の金利・為替の利鞘を不法に取得する射幸的な行為は違法であると認識すること。例えば、いずれも真実の輸送伝票と貿易背景を利用して、

実際に貨物を国内の保税監督管理区域内に保管し、倉庫証券の正本を取得した後、裏書を通じて貨物の所有権を譲渡し、中継転売契約を作成して国際間の金利・為替の利鞘を取得する行為は行ってはならないこと。

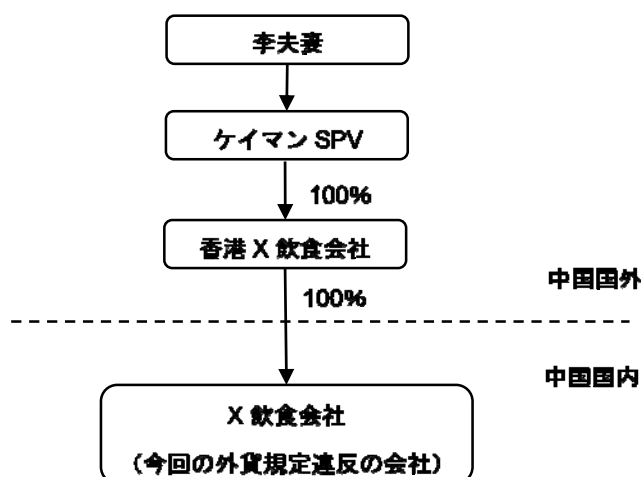
- 中継貿易に従事する企業において川上企業への外貨支払、川下企業からの外貨受領を行う際には、できる限り同一通貨で決済を行う方法を採用することにより、一方において為替変動リスクを回避するとともに、他方において利鞘不法取得の余地・可能性の根本的な大削減を行うこと。

また、中継貿易は行わないが、貨物輸出入を行う一般の貿易企業は、特に次の点に注意する必要がある。

- 「輸出者が外貨を受領し、輸入者が送金する」との原則を遵守し、外貨と関わる資金の送金は、これと整合する相応の輸入貨物流がなければならないこと。
- 貨物輸出入の申告と外貨収支の申告とは、原則としてその一致を確保しなければならないこと。
- 自ら又は専門機関に委託して自社に対し定期的なコンプライアンス審査を行い、会社の輸出入税関データ、外貨収支データ、財務データの照合を行って、税関申告と外貨収支との整合性を確認すること。
- 期限超過の前受金、前払金、受領延期、支払延期などの原因により貨物輸出入データと貿易外貨収支との不整合が生じたときは、悪影響を自主的に解消・低減するとともに、外管局に対する自発的な報告を行うこと。

事例 2：規定に反する利益の国外送金

これは、今回公表された事件における外貨不正持出しに関する一件であり、その事実の概要は、飲食企業 X 社の実質的支配者たる李夫妻がシンガポールへの移民により中国国内住民の資格を失ったことから、外管局により、もはや迂回投資に関する規定に従い変更登記手続を行わなければならないと定められているにもかかわらず、李夫妻はこれらの手続を行わなかった、というものである。



最終的に、実質的支配者の移民により特別目的会社¹における国内住民たる自然人株主の基本的な情報（例えば国籍）が変更されたにもかかわらず、国外投資外貨登録、変更登録を行わないまま国外の親会社に対し利益の送金を行った国内 X 社は、「国外の機関・自然人が国内において直接投資を行う場合には、関連する主管機関の許認可を受けた後、外貨管理機関に登録手続を行わなけれ

¹ 「国内の居民による特別目的会社を通じた国外投融資及び迂回投資に係る外貨管理の問題に関する国家外貨管理局の通知」（匯發 2014 第 37 号）1 条 1 項によると、特別目的会社とは、中国国内の居民（国内機関及び国内自然人居民を含む）が投融資を目的として、その合法的に所有する中国国内の資産若しくは権益又はその合法的に所有する中国国外の資産若しくは権益を用いて、中国国外において外国企業を設立し又は間接的に支配する会社をいう。

ばならない」と定める外貨管理条例 16 条に違反し、その国外への利益送金行為が外貨不正持出しとして処罰され、重大な経済的損失を負うこととなった。

X 飲食会社のような特別目的会社において規定に違反する利益の対外送金のために外貨不正持出しと認定されるリスクを低減するとの観点から、関連法令のほか、関連実務経験から主要となる手続をまとめてみると、下表のようになる。

特別目的会社の迂回投資と外商直接投資との外貨手続の比較		
項目	特別目的会社の迂回投資 ²	外商直接投資
登録及び監督管理	国家外貨管理局及びその支局において、国内の住民による国外の特別目的会社の設立に対し登録管理を行う。	外管局の登録許認可手続は既に廃止され、銀行において直接に国内直接投資項目の外貨登録の審査を行うものと改められた。 外管局は銀行を通じて外商直接的な投資外貨登録に対し間接的な監督管理を行う。 銀行は、所在地の外管局の指導の下、直接投資外貨登録等の関連業務を行うとともに、権限の範囲内で審査、統計監視、報告の責任を履行する。
設立段階と関わる外貨管理手続	国内の住民は、国内外の合法的な資産又は権益をもって国外の特別目的会社への出資をする前に、外管局に対し国外投資外貨登録手続の申請をしなければならない。その後、それに後続する業務（利益、配当の本国回帰を含む）を行うことができる。	外商直接投資企業は、登記地の銀行を自ら選択のうえ、直接投資外貨登録手続を行うことができる。その後、それに後続する直接投資と関連する口座の開設、資金の為替手続など（利益、配当の送金又は本国回帰を含む）を行うことができる。
変更登録と関わる外貨管理手続	既に登録された国外特別目的会社において、国内住民たる自然人株主、名称、経営期間等の基本的な情報の変更があり、又は国内住民の自然人による増資、減資、出資持分譲渡若しくは置換、合併若しくは分割等の重要事項の変更があった後、適時に外管局に赴き、国外投資外貨変更登録手続をしなければならない。 出資持分譲渡、倒産、解散、清算、経営期間満了、資格変更などの要因によって国内住民が既に登録された特別目的会社の権益を有しないものとなり、又は特別目的会社の登録が不要となったときは、関連する真実性証明文書を提出して、適時に外管局に赴き変更又は抹消登録の手続をしなければならない。	外商投資企業に増資、減資、出資持分譲渡など資本変動事項が事後的に発生したときは、変更登録手続をしなければならない。外商投資企業の抹消又は非外商投資企業への転換があったときは、抹消登録をしなければならない。 減資、清算、投資先行回収、利益分配等により、資金の国外送金をしなければならないとき、外商投資企業は、相応の登録手続を行った後、銀行において外貨購入、対外払いをすることができる。

² 前注 1 において既出の国家外貨管理局の通知（匯発 2014 第 37 号）1 条 2 項によると、迂回投資とは、中国国内の居民が直接又は間接的に特別目的会社を通じて中国国内に対する投資を行うこと、すなわち新設・合併の手段によって中国国内に外商投資企業又はプロジェクトを立ち上げ、その所有権、支配権、経営管理権などを取得する行為をいう。

この事例は、中国籍の自然人が国外投資を行う場合に限り生じうるものであるとはいえ、近時の実務において、外管局は、外商投資企業による国外親会社への利益送金も注目するようになっている。このような状況ゆえ、外商投資企業においては、中国の関連法律に従い社内配当及び積立金引当てなどの法定手続を事前に行ったうえで利益の対外送金を実行することに注意しなければならない。

事例 3：資金分割による外貨不正持出し

今回公表された外貨規定違反事例においては、行為者が複数の国内自然人の年度外貨購入枠を用いて資金を分割のうえ国外の口座に送金する事件が少なくなかった。このような少額分散型の持出し行為は中国において「アリの引越」と称され、外貨不正持出しが成立する。

中国の外貨管理規制の下、自然人の年度外貨購入枠（この枠は「円滑化枠」ともいわれ、この枠内の外貨購入は円滑に行いうる）は年間 5 万米ドルとされているが、自己の円滑化枠を他人に貸して同人の外貨購入を幫助すること、他人の円滑化枠を借りて分割的な外貨購入を行うこと、国外の不動産購入、証券投資、生命保険、投資的有配当有還付型保険の購入など未開放の資本項目等に用いることは禁止されている。

外管局は、他人による限度額及び真実性の管理の免脱のため自己の枠を貸す者に対し、銀行を通じてリスクの提示を行う。この提示を受けた者が再び類似の行為を行ったとき、外管局は同人を「注視名簿」管理に組み込むことができ、これに掲げられた者は、当該名簿に掲げられた当年とその後連続 2 年の期間にわたり注視の対象とされ、5 万米ドルの外貨購入枠が取り消される。この名簿への記載以外に、不正に持ち出した金額の 30% 前後の罰金、資金洗浄の捜査を行うための移送、重大な情状ゆえ犯罪が成立する場合における法による刑事責任の追及が考えられる。

外国から中国に派遣された出向者は、中国籍自然人のように年間 5 万米ドルの制限枠を課せられることはないものの、中国から外国への送金時に当該資金の由来の正当性を説明しなければならず、適切な説明ができなかった場合には、その対外送金が認められないことが考えられる。また、例えば出向者が中国籍の知人からの依頼を受け、同人に協力し自己名義でその対外送金を行うようなことをした場合、当該出向者に行政処罰、刑事責任のリスクが生ずることから、この点にも十分ご注意ください。

Ⅲ 重点的な監督管理の領域と現有の政策

改革開放の不断の深化、人民元の国際化の進展につれて、資金のクロスボーダー支払の手続は、既に大幅な簡素化、改善化が図られたが、外貨管理政策は、その専門性が高いほか、国際環境、経済情勢の変化により絶えず調整されているため、全体からいえばまとまりのない特徴を示し、企業において適時に最新の政策、動向を正確に把握することは困難なことから、一部の企業は、商業目的の実現のみを重視して、関連する行為が外貨管理の面で規定違反となる可能性を意識していない。また、一部の企業は、国が貿易投資を簡素化する優れた政策を強化する現状下においても、依然としてリスクを冒して規定違反ないし違法な運用を行っており、結局、その多大な代償を負うこととなっている。

外貨違法規則違反行為の監督管理、当該行為の重点的な取締りを強化すると同時に、外管局は、正常合法的なクロスボーダー取引、支払は制限しないこと、健全で優良な外貨市場秩序、良好な商環境を形成する意欲があることを改めて明確に表明している。それゆえ、現行の外貨管理政策の下でいかに法律、規則を遵守して取引を行うかについては、銀行、一般企業、自然人のいずれにおいても、理解し、遵守する必要があると考えられる。

現段階における国家外貨管理局の主要な目標は、依然として国際収支均衡の維持である。このことから、今後の外貨管理において採用される手段は、さらに多様化、体系化が強化されるものと予測される。

IV おわりに

現在、外貨管理機関が虚偽・詐欺的貿易を通じた外貨不正持出し、外貨不正取得を厳しく規制している背景の下、銀行、一般企業、自然人による法令・規定を遵守した各種外貨業務の遂行は、過去のいかなる時点よりもますます重要となっている。金杜法律事務所税関外貨コンプライアンス業務チームは、これまで常に自らの専門知識と豊富な経験を十分に活用して、顧客の皆様のため全面的な法的サービスを提供してきたが、健全で優良な外貨市場秩序、良好な商環境を積極的に確立するため、ささやかながら尽力する所存である。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※2015年6月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』が商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心弁公楼東楼18階

Tel : 86-10-5878-5091

Fax : 86-10-5661-2666

Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・

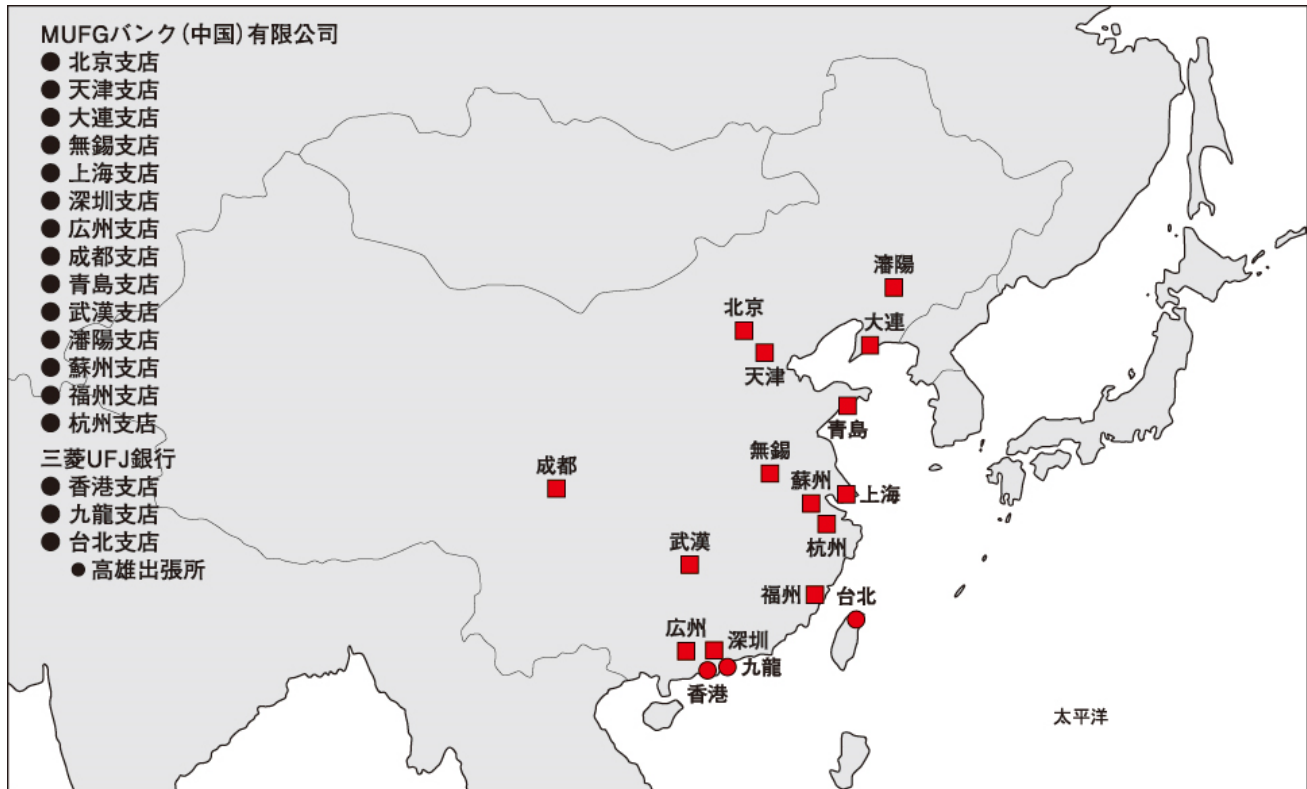
ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・ドバイ・東京・

シンガポール・ブリュッセル・フランクフルト・ロンドン・マドリード・ミラノ・

ニューヨーク・シリコンバレー



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亜大廈20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15、16階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店 高 雄 出 張 所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2019 年 11 月 25 日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。